

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和1年8月22日(2019.8.22)

【公開番号】特開2018-84855(P2018-84855A)

【公開日】平成30年5月31日(2018.5.31)

【年通号数】公開・登録公報2018-020

【出願番号】特願2016-225688(P2016-225688)

【国際特許分類】

|         |       |           |
|---------|-------|-----------|
| G 06 Q  | 50/30 | (2012.01) |
| B 6 1 L | 25/02 | (2006.01) |
| B 6 1 L | 27/00 | (2006.01) |
| G 01 C  | 21/26 | (2006.01) |
| G 08 G  | 1/00  | (2006.01) |
| G 08 G  | 1/123 | (2006.01) |
| G 08 G  | 1/127 | (2006.01) |

【F I】

|         |       |   |
|---------|-------|---|
| G 06 Q  | 50/30 |   |
| B 6 1 L | 25/02 | A |
| B 6 1 L | 27/00 | H |
| G 01 C  | 21/26 | A |
| G 08 G  | 1/00  | C |
| G 08 G  | 1/00  | D |
| G 08 G  | 1/123 | A |
| G 08 G  | 1/127 | A |

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月11日(2019.7.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定地域における移動需要および輸送供給力の各情報を格納した記憶装置と、

前記地域における混雑経路が混雑しているかを推定し、混雑している前記混雑経路の交通機関車両である混雑経路交通機関車両を前記移動需要および前記輸送供給力の各情報に基づき特定し、

前記混雑経路を回避する回避経路と、前記地域にて前記回避経路で運行可能な仮の交通機関車両とを所定アルゴリズムで推定し、前記回避経路および前記仮の交通機関車両の各情報を所定装置に出力する演算装置と、

を備え、

前記演算装置は、

前記混雑経路の各移動者との端末に対し、前記回避経路および前記仮の交通機関車両に関する利用欲求有無の確認要求を通知し、該当移動者において利用欲求が有る旨の回答を前記端末から得るごとに、各移動者からの利用欲求の多さに基づき、前記回避経路および前記仮の交通機関車両の実現可能性を示す所定値をインクリメントし、当該所定値に関する情報を、前記移動者の端末および前記仮の交通機関車両を運行予定の事業者の端末の少なくともいずれかに通知する処理を更に実行するものである、

ことを特徴とする交通需給マッチングシステム。

【請求項 2】

前記演算装置は、

前記混雑経路の各移動者の端末に対し、前記回避経路および前記仮の交通機関車両に関する利用欲求有無の確認要求を通知するに際し、前記各移動者による経路検索要求に応じて特定した前記混雑経路交通機関車両および前記混雑経路を少なくとも含む既存の交通機関車両および経路の情報と、前記回避経路および前記仮の交通機関車両の情報と、前記利用欲求有無の入力インターフェイスとを送信するものである。

ことを特徴とする請求項1に記載の交通需給マッチングシステム。

【請求項 3】

前記演算装置は、

前記実現可能性を示す所定値と所定基準とを比較し、前記所定基準の達成度に応じた情報を、前記移動者の端末および前記仮の交通機関車両の事業者の端末の少なくともいずれかに通知する処理を更に実行するものである。

ことを特徴とする請求項1に記載の交通需給マッチングシステム。

【請求項 4】

前記演算装置は、

前記実現可能性を示す所定値が前記所定基準を達成した場合、前記回避経路および前記仮の交通機関車両が前記事業者によって実現されると判定し、前記回避経路および前記仮の交通機関車両の実現について、前記移動者の端末および前記仮の交通機関車両の運行予定者の端末の少なくともいずれかに通知する処理を更に実行するものである。

ことを特徴とする請求項3に記載の交通需給マッチングシステム。

【請求項 5】

前記記憶装置は、

各移動者が移動に関して重視する項目を示す移動者特性の情報と、各交通機関車両の事業者が当該交通機関車両の運行に関して重視する項目を示す事業者特性の情報と、を更に保持するものであり、

前記演算装置は、

前記回避経路と前記仮の交通機関車両とを推定するに際し、前記混雑経路の各移動者に関する前記移動者特性の情報と、前記混雑経路を回避する回避経路で運行されるべき前記仮の交通機関車両の事業者に関する前記事業者特性の情報とに基づき、前記移動者特性と前記事業者特性とが整合する仮の交通機関車両を特定するものである。

ことを特徴とする請求項1に記載の交通需給マッチングシステム。

【請求項 6】

前記演算装置は、

前記整合する仮の交通機関車両を特定するに際し、前記事業者特性の情報のうち仮の交通機関車両の運行時間帯および運賃に関する許容範囲の情報にも基づいて、前記移動者特性と前記事業者特性とが整合する仮の交通機関車両を特定するものである。

ことを特徴とする請求項5に記載の交通需給マッチングシステム。

【請求項 7】

所定地域における移動需要および輸送供給力の各情報を格納した記憶装置を備える情報処理システムが、

前記地域における混雑経路が混雑しているかを推定し、混雑している前記混雑経路の交通機関車両である混雑経路交通機関車両を前記移動需要および前記輸送供給力の各情報に基づき特定し、

前記混雑経路を回避する回避経路と、前記地域にて前記回避経路で運行可能な仮の交通機関車両とを所定アルゴリズムで推定し、前記回避経路および前記仮の交通機関車両の各情報を所定装置に出力し、

前記混雑経路の各移動者の端末に対し、前記回避経路および前記仮の交通機関車両に関する利用欲求有無の確認要求を通知し、該当移動者において利用欲求が有る旨の回答を前

記端末から得るごとに、各移動者からの利用欲求の多さに基づき、前記回避経路および前記仮の交通機関車両の実現可能性を示す所定値をインクリメントし、当該所定値に関する情報を、前記移動者の端末および前記仮の交通機関車両を運行予定の事業者の端末の少なくともいずれかに通知する処理を更に実行する、

ことを特徴とする交通需給マッチング方法。

#### 【請求項 8】

前記情報処理システムが、

前記混雑経路の各移動者の端末に対し、前記回避経路および前記仮の交通機関車両に関する利用欲求有無の確認要求を通知するに際し、前記各移動者による経路検索要求に応じて特定した前記混雑経路交通機関車両および前記混雑経路を少なくとも含む既存の交通機関車両および経路の情報と、前記回避経路および前記仮の交通機関車両の情報と、前記利用欲求有無の入力インターフェイスとを送信する、

ことを特徴とする請求項7に記載の交通需給マッチング方法。

#### 【請求項 9】

前記情報処理システムが、

前記実現可能性を示す所定値と所定基準とを比較し、前記所定基準の達成度に応じた情報を、前記移動者の端末および前記仮の交通機関車両の事業者の端末の少なくともいずれかに通知する処理を更に実行する、

ことを特徴とする請求項7に記載の交通需給マッチング方法。

#### 【請求項 10】

前記情報処理システムが、

前記実現可能性を示す所定値が前記所定基準を達成した場合、前記回避経路および前記仮の交通機関車両が前記事業者によって実現されると判定し、前記回避経路および前記仮の交通機関車両の実現について、前記移動者の端末および前記仮の交通機関車両の運行予定者の端末の少なくともいずれかに通知する処理を更に実行する、

ことを特徴とする請求項9に記載の交通需給マッチング方法。

#### 【請求項 11】

前記情報処理システムが、

前記記憶装置において、各移動者が移動に関して重視する項目を示す移動者特性の情報と、各交通機関車両の事業者が当該交通機関車両の運行に関して重視する項目を示す事業者特性の情報と、を更に保持し、

前記回避経路と前記仮の交通機関車両とを推定するに際し、前記混雑経路の各移動者に関する前記移動者特性の情報と、前記混雑経路を回避する回避経路で運行されるべき前記仮の交通機関車両の事業者に関する前記事業者特性の情報に基づき、前記移動者特性と前記事業者特性とが整合する仮の交通機関車両を特定する、

ことを特徴とする請求項7に記載の交通需給マッチング方法。

#### 【請求項 12】

前記情報処理システムが、

前記整合する仮の交通機関車両を特定するに際し、前記事業者特性の情報のうち仮の交通機関車両の運行時間帯および運賃に関する許容範囲の情報にも基づいて、前記移動者特性と前記事業者特性とが整合する仮の交通機関車両を特定する、

ことを特徴とする請求項11に記載の交通需給マッチング方法。